

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

目 次

頁

第1 事業概況書

1. 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 子会社等の状況・・・・・・・・
3. 連結自己資本比率の状況・・・・・・・・

第2 連結財務諸表

1. 連結財務諸表の作成方針・・・・・・・・
2. 連結貸借対照表・・・・・・・・
3. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書・・・・・・・・
4. 連結剰余金計算書・・・・・・・・
5. 連結キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・

(記載上の注意)

1. 法第29条の申請書又は法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 連結業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。
3. 連結業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。
4. 連結業務報告書の様式中、第2の2. 連結貸借対照表、第2の3. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書、第2の4. 連結剰余金計算書、第2の5. 連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の5. 連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して

記載することができる。

第1 (年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

1. 事業の概要

(記載上の注意)

信用金庫連合会及びその子会社等(信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	増減(△)
子 会 社 子 法 人 等 関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

1. 「子会社」とは信用金庫法第32条第6項に規定する子会社を、「子法人等」とは信用金庫法施行令第11条の2第2項に規定する子法人等のうち信用金庫法第32条第6項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは信用金庫法施行令第11条の2第3項に規定する関連法人等をいう(以下同じ。)
2. 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3. 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				

普通出資等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				

うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)				
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目				

Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額(ヲ)				
連結自己資本比率及び資本バッファ				
連結普通出資等Tier1比率((ハ)／(ヲ))	%		%	
連結Tier1比率((ト)／(ヲ))	%		%	
連結総自己資本比率((ル)／(ヲ))	%		%	
最低連結資本バッファ比率	%		%	
うち、資本保全バッファ比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	%		%	
うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率	%		%	
連結資本バッファ比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

(記載上の注意)

1. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

(記載上の注意)

1. 本表は、海外拠点を有する信用金庫連合会が記載するものとする。
2. 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率(信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。
3. 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。
4. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

5. 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バッファ率	%	%
連結レバレッジ・バッファ率	%	%

(記載上の注意)

1. 「連結レバレッジ比率」とは、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る 会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累 計額又は評価・換算差額等				
うち、為替換算調整勘定				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される 引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を 通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				

コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				

自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)			
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	%		%	

(記載上の注意)

1. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
3. 遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

信用金庫連合会及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) のれんの償却に関する事項
- (5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

2 (年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預け金		預 金	
買入手形及びコールローン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		短 期 債 権	
債券貸借取引支払保証金		債 券	
買 入 金 銭 債 権		特 定 取 引 負 債	
特 定 取 引 資 産		借 用 金	
商 品 有 価 証 券		売渡手形及びコールマネー	
金 銭 の 信 託		売 現 先 勘 定	
有 価 証 券		債券貸借取引受入担保金	
貸 出 金		コマーシャルペーパー	
再 預 託 金		預 託 金	
外 国 為 替		外 国 為 替	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
建 物		役 員 賞 与 引 当 金	
土 地		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
リ ー ス 資 産		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
建 設 仮 勘 定		特 別 法 上 の 引 当 金	
その他の有形固定資産		繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
ソ フ ト ウ ェ ア		債 務 保 証	
の れ ん		負債の部合計	
リ ー ス 資 産		(純資産の部)	
その他の無形固定資産		出 資 金	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
繰 延 税 金 資 産		資 本 剰 余 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		利 益 剰 余 金	
債 務 保 証 見 返		処 分 未 済 持 分	△
貸 倒 引 当 金	△	自 己 優 先 出 資	△
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	

		会 員 勘 定 合 計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額 その他の包括利益累計額合計 新株予約権 非支配株主持分 純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(信用金庫法施行規則第31条第2項第5号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上基準
- ⑥ 退職給付に係る会計処理の方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

- ⑫ その他採用した重要な会計方針
 - ⑬ 子会社等が採用した会計方針のうち信用金庫連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りではない。
- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (4) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
- なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ロ(「債権」の定義にあつては、同令第133条第3号ロ)による。
- (9) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (10) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
- (13) 信用金庫連合会の理事及び監事との間の取引による当該理事及び監事に対する信用金庫連合会及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、信用金庫連合会及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは全国連合会債を担保とする貸付金(担保とされた預金及び全国連合会債の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (14) 信用金庫連合会の理事及び監事との間の取引による当該理事及び監事に対する信用金庫連合会及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金又は全国連合会債は、この限りでない。
- (15) 子会社等の株式又は出資金の総額

- (16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
 - (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
 - (18) 出資1口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
 - (19) 事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
 - (20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
 - (21) 以上のほか、信用金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特定取引資産及び特定取引負債は、信用金庫連合会又はその子会社等が信用金庫法施行規則第107条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
 3. 特定取引勘定を設置している信用金庫連合会及びその子会社等分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
 4. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 5. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設けその性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 6. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。
 7. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。
 8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第60条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併(法第61条に規定する新設合併をいう。以下同じ。)の場合についても同様に扱うものとする。)
 - (1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫(法第60条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。)の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫(法第60条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。)の名称
 - (2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - (3) 吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並び

役務取引等	収益	×××
特定取引	収益	×××
その他業務	収益	×××
その他經常	収益	×××
貸倒引当金戻入	益	×××
償却債権取立	益	×××
その他の經常	収益	×××
經常費用		×××
資金調達費用		×××
預金利息		×××
譲渡性預金利息		×××
短期債券利息		×××
債券利息		×××
債券発行差金償却		×××
借用金利息		×××
売渡手形利息及びコールマネー利息		×××
売現先利息		×××
債券貸借取引支払利息		×××
コマ－シャル・ペ－パー利息		×××
預託金利息		×××
その他の支払利息		×××
役務取引等費用		×××
特定取引費用		×××
その他業務費用		×××
經常費用		×××
その他經常費用		×××
貸倒引当金繰入額		×××
その他の經常費用		×××
經常利益（又は經常損失）		×××
特別利益		×××
固定資産処分益		×××
負のれん発生益		×××
その他の特別利益		×××
特別損失		×××
固定資産処分損失		×××
減損損失		×××
その他の特別損失		×××
税金等調整前当期純利益		×××
（又は税金等調整前当期純損失）		
法人税、住民税及び事業税		×××

法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期純利益 (又は当期純損失)		×××
非支配株主に帰属する当期純利益 (又は非支配株主に帰属する当期純損失)		×××
親会社株主に帰属する当期純利益 (又は親会社株主に帰属する当期純損失)		×××

(記載上の注意)

1. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
2. 出資1口当たりの親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失を銭単位で注記すること。
3. 上記のほか、信用金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
4. 特定取引収益及び特定取引費用は、信用金庫連合会及びその子会社等が信用金庫法施行規則第107条その他法令の規定により設けられた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
5. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
6. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。)。
 - (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
 - (2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名
8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合

合についても同様に取り扱うものとする。)

- (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
- (2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳
- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
- (4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

9. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益	×××
(又 は 当 期 純 損 失)	
そ の 他 の 包 括 利 益	×××
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	×××
繰 延 へ ッ ジ 損 益	×××
為 替 換 算 調 整 勘 定	×××
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	×××
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	×××
包 括 利 益	×××
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	×××
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	×××

(記載上の注意)

1. 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
2. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
3. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
4. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
5. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4. の注記と併せて記載することを妨げない。

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(単位：百万円)

科	目	金	額													
経	常	収	益	×××												
資	金	運	用	収	益	×××										
貸	出	金	利	息	×××											
預	け	金	利	息	×××											
買	入	手	形	利	息	及	び	コ	ー	ル	ロ	ー	ン	利	息	×××
買	現	先	利	息	×××											
債	券	貸	借	取	引	受	入	利	息	×××						
有	価	証	券	利	息	配	当	金	×××							
再	預	託	金	利	息	×××										
そ	の	他	の	受	入	利	息	×××								
役	務	取	引	等	収	益	×××									
特	定	取	引	収	益	×××										
そ	の	他	業	務	収	益	×××									
そ	の	他	経	常	収	益	×××									
貸	倒	引	当	金	戻	入	益	×××								
償	却	債	権	取	立	益	×××									
そ	の	他	の	経	常	収	益	×××								
経	常	費	用					×××								
資	金	調	達	費	用	×××										
預	金	利	息	×××												
譲	渡	性	預	金	利	息	×××									
短	期	債	券	利	息	×××										
債	券	利	息	×××												
債	券	発	行	差	金	償	却	×××								
借	用	金	利	息	×××											
売	渡	手	形	利	息	及	び	コ	ー	ル	マ	ネ	ー	利	息	×××
売	現	先	利	息	×××											
債	券	貸	借	取	引	支	払	利	息	×××						
コ	マ	ー	シ	ャ	ル	・	ペ	ー	パ	ー	利	息	×××			
預	託	金	利	息	×××											
そ	の	他	の	支	払	利	息	×××								
役	務	取	引	等	費	用	×××									
特	定	取	引	費	用	×××										
そ	の	他	業	務	費	用	×××									
経	費	用	×××													
そ	の	他	経	常	費	用	×××									
貸	倒	引	当	金	繰	入	額	×××								
そ	の	他	の	経	常	費	用	×××								

経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
負ののれん発生益	×××	
その他の特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	
減損	×××	
その他の特別損失	×××	
税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期純利益 （又は当期純損失）		×××
親会社株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失）		×××
非支配株主に帰属する当期純利益 （又は非支配株主に帰属する当期純損失）		×××
その他の包括利益		×××
その他有価証券評価差額金	×××	
繰延ヘッジ損益	×××	
為替換算調整勘定	×××	
退職給付に係る調整額	×××	
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	
包括利益		×××
親会社株主に係る包括利益	×××	
非支配株主に係る包括利益	×××	

（記載上の注意）

- 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
 - 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - 収益を理解するための基礎となる情報
 - 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- 出資1口当たりの親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期

純損失を銭単位で注記すること。

3. 上記のほか、信用金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
4. 特定取引収益及び特定取引費用は、信用金庫連合会及びその子会社等が信用金庫法施行規則第107条その他法令の規定により設けられた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
5. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。
6. 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
7. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に扱うものとする。)
 - (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
 - (2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名
9. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に扱うものとする。)
 - (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
 - (2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳
 - (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 - (4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
11. その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
12. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、1. の注記と併せて記載することを妨げない。

4 (年 月 日から) 連結剰余金計算書
年 月 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加高	
増資による優先出資の発行	
自己優先出資処分差益	
.....	
資本剰余金減少高	
配当金	
自己優先出資消却額	
.....	
資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
親会社株主に帰属する当期純利益	
.....	
利益剰余金減少高	
配当金	
自己優先出資消却額	
.....	
利益剰余金期末残高	

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 (年 月 日から) 連結キャッシュ・フロー計算書
(年 月 日まで)

(直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

	当 期
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
経費支出	
.....	
法人税等の支払額	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
2. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

	当	期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失(△))		
減価償却費		
減損損失		
貸倒引当金の増減(△)		
資金運用収益		
資金調達費用		
有価証券関係損益(△)		

貸出金の純増(△)減	
預金の純増減(△)	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
2. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。